

北見市公共交通事業等支援金 Q&A

支援対象者・支援額について

- Q. 複数の営業所を持っており、北見市にもあるが、全営業所の車両台数分支援金が交付されるのか。
- A. 北見市内の営業所に登録している車両台数分のみの交付です。他市町村の営業所に登録の車両については対象外です。
- Q. 申請は営業所ごとにして良いか。
- A. 1 事業者ずつの支援ですので、営業所単位での給付ではありません。複数の営業所をお持ちでも、基本額は1件分です。
- Q. なぜ福祉輸送事業限定は除かれるのか。
- A. 公共交通等事業者への支援策ですので、福祉輸送に限定した事業は対象になりません。福祉輸送への支援については保健福祉部へお問い合わせください。
(介護福祉課 電話番号 0157-25-1144)
- Q. 過去に暴力団関係者だったものがあるが、申請できるか。
- A. 現在と将来にわたって暴力団関係者に該当しないならば申請可能です。
- Q. 新規車両を購入したばかりで運輸局へは未登録だが加算対象になるか。
- A. なりません。令和4年5月31日現在で、北海道運輸局に登録されている車両台数のみが加算対象です。
- Q. 今回の支援金の用途は限定されるか。
- A. 限定しません。
- Q. なぜ上限額が100万円なのか。
- A. 市内の他業種との兼ね合いを考慮し、市の財源を均衡に配分するために上限額を設定しました。
- Q. 国・道の支援金は、何が該当するのか。
- A. 国(国土交通省)の「令和4年度タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」及び道の「地域公共交通事業者等臨時支援事業」が該当します。市の支援額は、国・道の支援金を申請したものとみなし、控除した額で算出します。

申請方法について

Q. 申請書類はどこでもらえるのか。

A. こちらで把握している限りの各事業者様に郵送でお送りしています。届かない場合は、送付いたしますのでお名前、住所、郵便番号を教えてください。

また、申請書様式を北見市のホームページにも掲載していますので、ダウンロードしていただければご使用いただけます。(トップページ>新着情報>令和4年度北見市公共交通事業者等支援金)

Q. 電子ファイルをメールで送っても受理されるか。

A. 申請書の提出は、郵送又は持参のみ受け付けております。

Q. 印鑑はシャチハタでもよいか。

A. シャチハタは不可です。

Q. 事業の許可を示す事業許可証の写しとは具体的に何か。

A. 北海道運輸局又は北海道公安委員会より交付される各事業の許可証です。

乗合バス：一般乗合旅客自動車運送事業の許可又は経営許可書

貸切バス：一般貸切旅客自動車運送事業の許可又は経営許可書

法人タクシー：一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー・ハイヤー)の許可又は経営許可書

個人タクシー：一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る)の許可書

自動車代行業：北海道公安委員会から交付される認定証

Q. 添付書類の免許証はどこをコピーすればよいか。

A. 氏名と生年月日がわかるオモテ面をコピーしてください。ウラ面は不要です。

Q. 通帳等のコピーはどこをコピーすればよいか。

A. 口座名義、口座番号、支店名、預金の種類がわかる面をコピーしてください。

特に、ゆうちょ銀行の場合は、表紙ではなく見開きページをコピーしてください。通帳がないネットバンクなどの場合は、自身の口座であることの証明書のコピーを添付してください。

Q. 個人事業主だが、申請書の「3. 担当者」欄には何を記入すれば良いのか。

A. 氏名・電話番号のみ記載し、部署・役職は空欄で提出してください。

Q. 申請受付期間の令和4年10月31日を過ぎてから申請書を提出しても受理してもらえるか。

A. 申請受付期間を過ぎた場合は、受理できません。ただし、やむを得ない事由がある場合は受付ます。

振込について

Q. 支援金の振込はいつされるのか。

A. 申請書を受理し、審査が完了してから交付決定通知を送付いたします。市に書類をお送りいただくから20日前後で指定口座に入金いたします。書類の不備等がある場合は振込までお時間をいただきます。

Q. 振込はどうやってわかるのか。

A. 指定口座へ振り込む前に、市から振込通知書を送付いたします。振込予定日や振込予定額が記載されていますのでご確認ください。

Q. 振込者は通帳に記載されるのか。

A. 北見市と印字されます。

Q. 今回の支援金は課税対象となるのか。

A. なります。ただし、収益を損益が上回る場合(赤字)は、課税対象にはなりません。詳しくは税務署にお問い合わせください。

お問合せ

北見市 企画財政部 地域振興課 地域交通係
〒090-8501 北見市大通西3丁目1番地1
TEL:0157-25-1128/FAX:0157-24-1101
E-mail:chiikishinko@city.kitami.lg.jp